

議案第 5 5 号

さいたま市老人憩いの家条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市老人憩いの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市老人憩いの家条例の一部を改正する条例

さいたま市老人憩いの家条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>(名称及び位置) 第 2 条 憩いの家の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td>三橋老人憩いの家</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			三橋老人憩いの家	[略]	[略]		<p>(名称及び位置) 第 2 条 憩いの家の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">老人憩いの家高戸荘</td> <td style="border: 2px solid black;">さいたま市浦和区皇山町 2 1 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>三橋老人憩いの家</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	老人憩いの家高戸荘	さいたま市浦和区皇山町 2 1 番 1 号	三橋老人憩いの家	[略]	[略]	
名称	位置																
三橋老人憩いの家	[略]																
[略]																	
名称	位置																
老人憩いの家高戸荘	さいたま市浦和区皇山町 2 1 番 1 号																
三橋老人憩いの家	[略]																
[略]																	

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。